



▲夏まつりの今後のあり方は

事業仕分けの導入は

答弁 = 仕分けをするまでもない
町長



明風会
福原 隆泰

問 公開の場で、外部の視点で事業を見極める事業仕分けの他自治体の広がりに対する見解は。
答 妥当性・有効性・経済性を、役場内部で厳しい査定を行い評価している。

問 現在は、事業仕分けをするまでもないが、国の成果を見ていきたい。
答 議会に示される決算成果報告書からは、今年で夏まつりを取りやめるとは読み取れない。唐突に廃止を決めるのではなく、住民に密着した事業こそ、住民の参画を持って検討すべきでは。
問 夏まつりは、定期的にゲリラ豪雨もあり、開催のリスクは高い。予算のことも踏まえ、2年前から検討してきた。今後は、新たな形として再出発したい。住民への提示は、町で計画が確定してから行う。
問 財政運営の責任とは、例えば経常収支比率90%を達成できないときは、何らかの形で責任を取るのか。
答 予測できない不況であって、町の努力だけではかばいきれない。来年度以降は、改善できる見込み。一点だけで責任をとるとは考えていない。

財政健全化計画推移は

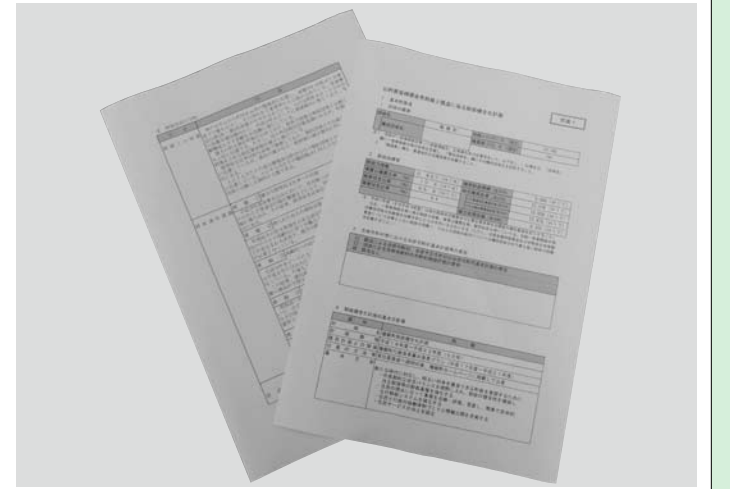
答弁 = 計画通りの推移は困難
三村理事



住民クラブ
小西 茂行

問 平成19年度から5年間の地方財政対策として改善を実施しているが、目標額と実績額は。
答 目標額の「地方債現在高」は87億4500万円

問 平成19年度から5年間の地方財政対策として改善を実施しているが、目標額と実績額は。
答 目標額の「地方債現在高」は87億4500万円
問 公共施設の維持管理など、見直しは。
答 生涯学習、健康福祉施設の整備に努めてきたが、施設も経年経過をきてきており、今後は施設の目的、効果など現状を把握しながら、検討が必要であると考えている。
問 徴収率は93.9%となったが、今後、県との連携、コンビニ収納、特別徴収事業所の拡大など、アップに努めたい。
問 公共施設の維持管理など、見直しは。
答 生涯学習、健康福祉施設の整備に努めてきたが、施設も経年経過をきてきており、今後は施設の目的、効果など現状を把握しながら、検討が必要であると考えている。
問 収納率94%に引き上げなど、収入の増収対策は。
答 徴収率は93.9%となったが、今後、県との連携、コンビニ収納、特別徴収事業所の拡大など、アップに努めたい。
問 財政運営課題の取り組み経緯と今後の推移は。
答 経常収支比率は、歳入の大幅な減で、21年度は99.1%。大幅な増収が望めない情勢下では、長期的な取り組みの中で改善を図る。
問 収入率94%に引き上げなど、収入の増収対策は。
答 徴収率は93.9%となったが、今後、県との連携、コンビニ収納、特別徴収事業所の拡大など、アップに努めたい。
問 公共施設の維持管理など、見直しは。
答 生涯学習、健康福祉施設の整備に努めてきたが、施設も経年経過をきてきており、今後は施設の目的、効果など現状を把握しながら、検討が必要であると考えている。



▲新たな時代に対応した財政健全化計画

バリアフリー構想の策定を

答弁 = 平成23年度から予定
町長



青雲21
岡田 千賀子



▲バリアフリー化された障がい者専用乗降地

問 駅施設のバリアフリー化は鉄道事業者の判断が必要であり、エレベーターの設置要件に満たない播磨町駅は未定である。しかし、乗降人員1日5千人未満の駅でも役場が必要であると認識しており、引き続き山陽電鉄に働きかける。
答 平成23年度からの第4次播磨町総合計画の基本計画において、バリアフリー構想の策定、バリアフリー・ユニバーサルデザインによる公共施設などの整備も予定している。
問 役場など公共施設駐車場に降雨時にも車いす利用者、高齢者などが安全に車の乗り降りできる場所の整備普及を。
答 町内の公共施設には、スペースなどの関係で整備できていない。今後は、整備可能な施設については、改修時に併せて検討したい。
その他の質問
▼ 学校施設バリアフリー計画について。
▼ 町内の横断歩道橋修繕計画について。
▼ 中学校給食について。

開かれた議会を目指し 町民意見反映「議会基本条例」制定へ

播磨町議会では、「開かれた議会」「身近な議会」「わかりやすい議会」を目標とし、議会改革に取り組んでいるところです。

その一環として、町民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現のため、情報公開を進め、町民参加を原則とした議会運営の基本事項を定める「議会基本条例」の制定を目指しています。

平成21年度からは、本格的にこの条例を制定するため、「議会基本条例検討特別委員会」を設置し、調査・研究を進めてきました。

この条例案では、町民と議会の関係、議員の活動の原則、議員の政治倫理・身分及び待遇、議会と行政の関係、委員会の活動、政務調査費の執行などについて規定する予定です。

具体的には、「情報の公開」として、本会議のほか、全ての委員会などの会議を原則公

開（傍聴できる）とすることや会議録の公開、また、「町民参加」として「ミセン」などで議会報告会を行うことも盛り込んでいます。
8月29日には、中央公民館において「新しいまちづくり」と「議会基本条例」と題して講演会を行い、各自治会から約100名の方に参加いただき、まちづくりにおいてこの条例が果たす役割などを学びました。

同時に、皆さまともどもつくり上げる条例にするため、インターネットにこの条例を掲載し、理解していただくとともに意見募集を行ってまいりました。
今後は、各「ミセン」においても説明会を行い、その中で意見や感想もお聞きし、より皆さまにご理解いただける条例にしていきたいと考えています。

素案が必要な場合は議会事務局まで。